

請願 第27号

受付 平成30年11月19日

付託 平成30年11月27日

都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)に安心して住み続けられるよう  
国等に「意見書」の提出を求める請願

紹介議員 関戸 勇・佐藤 清・染谷和博

・請願趣旨

全国公団住宅自治会協議会(現UR賃貸住宅団地の自治会で構成)が昨年実施した「第11回、団地の生活と住まいアンケート」結果では、団地居住者の高齢化、及び世帯収入の減少により多くの居住者は家賃負担の重さに悩み、将来の居住への不安が増大しています。また高齢化に伴い5階建て団地ではエレベーターの設置も強く求められています。こうした状況の中でも7割以上の居住者は耐震性があり災害等への不安が少ない団地に住み続けたいと願っています。それでも家賃が払えず、やむなく転居される方が増え、法的措置による明け渡し(強制退去)になる居住者は国会での都市機構発表で平成29年度2,000件を越えています。

都市再生機構の賃貸住宅部門は29年度決算で530億円の純益を計上しています。その一方、ニュータウン開発などで赤字を出し、その利子補給などに賃貸住宅部門の純益を充てています。

団地居住者は自治会を中心に住み良い町づくりや災害時の支え合い、助け合う活動などに取り組んでいます。また、行政とも連携し「地域支え合いづくり」等、協働した取り組みを進めています。こうした活動も、住み続けられなければ出来ません。

独立行政法人都市再生機構法は第25条4項で、「家賃の減免規定」を定めています。4項は、「居住者が高齢者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者で、これらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合、又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免できる」としています。

全国公団住宅自治会協議会は都市再生機構法第25条4項の適用要件に該当する居住者への適用を求めています。取手井野団地自治会及び戸頭団地自治会でも、25条4項の適用に向け様々な取り組みを進めています。以上、請願趣旨をおくみ取りいただき取手市議会から、居住の安定を図るため、内閣総理大臣、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構理事長宛、意見書の提出をお願いしたく自治会役員の署名を添え請願いたします。

・請願事項

1. 下記事項について国及び独立行政法人都市再生機構理事長に意見書を提出すること。
  - ・独立行政法人都市機構法第25条4項「家賃の減免規定」を該当者に適用すること。
  - ・都市再生機構の賃貸住宅にエレベーター設置を促進し居住の安定を図ること。

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

平成 30 年 11 月 19 日

請願者代表

住所 取手市井野 2-3-30-204

氏名 田中 寿 ほか 18 人

取手市議会議長 入江 洋一 殿